

## **医学部学生のクラブ活動に関する活動基準について**

愛知医科大学課外活動に関する規程第7条第2項の規定により、医学部の学生に対してクラブ活動を制限等する場合の活動基準を次のとおり定める。

- 1 1学年次から4学年次で留年した場合は、進級するまでクラブ活動を停止する。
- 2 5学年次以降のクラブ活動については、原則認めない。ただし、クラブ活動の継続を希望する学生で、次のいずれかに該当する場合は、学長の判断により、クラブ活動の継続又は再開を認めることがある。
  - 一 CBT試験においての得点率が全国平均以上であること。
  - 二 5学年次及び6学年次に行われる各総合試験において、試験成績上位50位以内であること。
- 3 前項の規定により、クラブ活動の継続又は再開を認められた学生が、次のいずれかに該当する場合は、学長の判断により、直ちにクラブ活動を停止する。
  - 一 5学年次及び6学年次に行われる各総合試験において、合格基準を満たさなかった場合
  - 二 5学年次及び6学年次に行われる各総合試験において、合格基準を満たしている場合であっても、試験成績下位20位以内であった場合
  - 三 臨床実習における各科の評価が良好でなかった場合
- 4 5学年次及び6学年次で留年した場合の当該学年期間中は、第2項第2号の規定は適用しない。  
附 則（平成31年4月1日一部改正）  
この裁定は、平成31年4月1日から施行する。  
附 則（令和2年4月1日一部改正）  
この裁定は、令和2年4月1日から施行する。